豊中市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年１２月文部科学省）を踏まえ、豊中市認定地域クラブ活動の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　豊中市認定地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）とは、子どもたちが生涯学習の一環として、スポーツや文化・芸術活動に継続的に親しむことができる機会を確保しつつ、適切な指導体制の下で安全・安心に活動を行う地域の団体又は組織等のうち、第３条に定める要件を満たすものとして、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定するものをいう。

２　この要綱において「とよチャレポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）とは、教育委員会が指定する地域クラブに係る申込、変更届、報告、通知等を行うための電子情報処理システムをいう。

（認定要件）

第３条　地域クラブの認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

（１）学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

（２）適切な活動時間及び休養日・活動場所が設定されていること。また、参加費については活動の維持・運営に必要な範囲で低廉に設定されていること。

（３）適切な指導体制が確保されているとともに、指導者の資質向上に向けた取組が行われていること。また、事故の防止並びに暴力、暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止に向けた取組が行われていること。

（４）生徒が安全に活動できるよう配慮された内容であり、事故やトラブル等に対応するための安全管理体制が整備されていること。また、事故等が発生した場合の対応及び責任関係が明確にされ、緊急時の連絡体制その他事故防止に必要な取組が講じられていること。

（５）規約又は会則等に基づき適切な団体運営が行われていること、複数のスタッフにより運営されていること、営利を主たる目的とせずに運営されていること、及び会計管理が適正に行われていること。また、大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

（６）活動場所として利用する学校（活動拠点校）との活動方針等の共有、生徒が在籍する学校（在籍校）との在籍状況及び活動状況等の共有、教育委員会との連携その他必要な情報共有等が適切に行われていること。

２　前項各号に掲げる認定要件の具体的な内容については、「豊中市認定地域クラブ活動『とよチャレ』に関する総合的なガイドライン」に定めるところによる。

（認定の申込）

第４条　地域クラブの認定を受けようとする地域の団体又は組織等（以下「申込者」という。）は、教育委員会が別に定める期間内に、ポータルサイトに必要事項を入力し、教育委員会が求める書類を添えて申し込まなければならない。

２　教育委員会は、認定の審査に必要があると認めるときは、申込者に対し、追加資料の提出又は説明を求めることができる。
３　前２項に定める認定の申込及び審査に関する具体的な手続、提出書類その他必要な事項については、「豊中市認定地域クラブ活動『とよチャレ』に関する総合的なガイドライン」に定めるところによる。

（認定の通知等）
第５条　教育委員会は、前条の規定による申込があったときは、第３条に定める認定要件に基づき審査を行い、認定又は不認定を決定し、その結果を通知書により申込者に通知するものとする。
２　教育委員会は、認定に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更の届出）
第６条　認定を受けた地域クラブは、第４条の規定により申し込んだ内容に変更があったときは、速やかに、ポータルサイトに必要事項を入力し、教育委員会が求める書類を添えて届け出なければならない。

（認定期間）
第７条　地域クラブの認定の有効期間は、認定の効力が生じた日から、当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。
２　認定の更新後の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から、当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。
３　地域クラブが認定の更新を受けようとするときは、教育委員会が別に定める期間内に、ポータルサイトを通じて教育委員会に申し込まなければならない。

（活動報告及び収支報告）
第８条　地域クラブは、毎年度の活動実績及び収支の状況を記載した報告書を翌年度の５月末日までに、ポータルサイトを通じて教育委員会に提出しなければならない。

（確認調査等）
第９条　教育委員会は、認定要件の確認その他必要があると認めるときは、地域クラブに対し報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査若しくは現地確認を行うことができる。
２　教育委員会は、前項の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、地域クラブに対し必要な指導又は助言を行うことができる。

（認定の取消しの申出）
第１０条　地域クラブは、認定を受けた活動を廃止しようとするときは、あらかじめ所属する生徒及びその保護者に対して当該活動の廃止について説明した上で、ポータルサイトを通じて教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）
第１１条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。
（１）虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき。

（２）認定要件を満たさなくなったとき。
（３）地域クラブの運営又は活動内容が著しく不適当と認められ、第９条第２項の規定による指導又は助言に従わないとき。
（４）地域クラブから前条の規定による認定の取消しの申出があったとき。
（５）その他教育委員会が特に必要と認めるとき。
２　教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、地域クラブにその旨を通知するものとする。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和８年９月３０日から施行する。